

東京都発注の工事等を請け負う事業主のみなさんへ

建設業退職金共済制度に係る手続について

[建退共制度のあらまし]

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、昭和39年10月に中小企業退職金共済法の改正によって、建設現場で働く労働者の福祉対策の一環として設けられました。この制度の特色は、建設現場労働者が事業主を転々とかえても建設業という一つの業種に就労する特殊な雇用形態を救済し、建設業の仕事に従事しなくなったとき、各事業主の雇用した期間を全部通算して退職金が支払われるという点にあります。いわば建設業界内の退職金制度です。

本制度は、この法律によって設立された勤労者退職金共済機構が全責任をもって運営しておりますので、安全かつ確実です。

なお、公共工事では、建退共制度の掛金相当額は工事費の中に含まれています。受注者は、建退共制度への加入、共済証紙の購入等について適切な対応を行うことが求められます。

東 京 都
建 退 共 東 京 都 支 部

1 建設業退職金共済制度の普及促進について

東京都においては、建設労働者の福祉向上を図るため、入札参加資格審査申込受付時、及び個別工事の発注時に建設業退職金共済制度の普及促進に努めてきましたが、この制度の一層の普及徹底を図るため、一定額以上の契約については、工事ごとに元請負人から建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を提出していただいております。（詳細は発注者にお尋ねください。）

元請負人においては、その趣旨を理解し、建設業退職金共済制度への加入に努め、証紙の購入はもとより、労働者一人ひとりの共済手帳に証紙を貼付することを実行するとともに、下請負人に対しても同様の指導を実行してください。

2 建設業退職金共済制度とは

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」に基づき国が作った退職金制度です。

事業主の方は現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、共済証紙貼付数（＝共済掛金額）に応じて建退共から退職金を支払うという業界全体での退職金制度です。

次のような特徴があります。①退職金は企業間を通算して計算されます。②新たに加入した被共済者については掛金の一部を国が補助します。③掛金はその全額が税法上、法人にあっては損金、個人企業にあっては必要経費として扱われます。④運営費は国の補助でまかなわれますので、納めた掛金は運用利息を含めて退職給付金に充当されます。

3 建設業退職金共済制度加入の手続は

- (1) 建設業を営む方なら総合、専門、職種、元請、下請の別を問わず契約できます。
- (2) 建設現場で働く人なら、職種（大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・現場事務員など）にかかわらず、また、日給・月給に関係なく加入できます。
- (3) 手続は建退共東京都支部より「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」を受け取り、必要事項を記入して申し込みください。各申込書は、①建退共東京都支部の窓口、②ホームページよりダウンロードにて取得できます。

建退共東京都支部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1

TEL 03(3551)5242

ホームページ URL <http://www.token.or.jp/kentai/index.php>

- (4) 加入すると、建設業退職金共済事業本部から事業主には「建設業退職金共済契約者証」が、個々の労働者には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

4 掛金を納める、共済証紙を貼り付ける

共済証紙を購入することにより掛金を納めることとなります。

- (1) 共済証紙の購入に当たっては、次の金融機関で共済契約者証を提示し、所要額を購入してください。
都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
- (2) 証紙を購入した場合は、金融機関窓口で「発注者用掛金収納書」を受け取ってください。
（「発注者用掛金収納書」は東京都発注の工事を受注した場合は提出していただきます。）
- (3) 雇用している労働者に賃金等を支払う都度、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印を押印してください。

5 その他

建退共東京都支部から適用標識（シール）を受け取り、工事現場の出入り口など見やすい場所に掲示してください。

6 公共工事に係る購入すべき共済証紙の算出方法

建設業退職金共済制度は公共・民間工事を問わず適用となりますが、東京都では東京都発注の工事に必要とする共済証紙の額については、次の方式で算出することとしています。

(1) 基本となる算出方法

制度の趣旨は、建退共に参加している労働者が1日就労するごとに1枚の共済証紙（単価310円）をその労働者の共済手帳に貼り付けるということですから、当該工事に従事する加入労働者が特定でき、それらの労働者の就労予定日数が決まっている場合は次の計算により所要の共済証紙を購入してください。

$$\text{購入額} = \text{加入している労働者の就労予定日数の総和} \times \text{共済証紙（単価310円）}$$

(2) 全就労者数、及びその内の加入労働者数は分かっているが、個々の労働者の就労予定日数が決まっていない場合は、総工事費と共済証紙購入代金率（下表）により次の計算で算出します。

- ① 総工事費の算出 [総工事費＝工事契約金額（含む消費税額）＋無償支給材料評価額]
- ② 共済証紙購入代金率の確定
（下表）から工事種別、総工事費により購入代金率を確定してください。
- ③ 加入者率を算出する。

$$\text{加入者率} = \text{加入者数} \div \text{全就労者数}$$

$$\text{購入額} = \text{①総工事費} \times \text{②}\{(\text{購入代金率})/0.7\} \times \text{③加入者率}$$

(3) 加入者数が特定できない場合は、(2)の計算の加入者率を70%として計算します。

$$\text{購入額} = \text{①総工事費} \times \text{②}\{(\text{購入代金率})/0.7\} \times 0.7$$

（共済証紙の単価で計算し、端数については繰り上げて購入します。）

共済証紙購入代金率

工事種別 総工事費	土木						建築		設備	
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具置
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

共済証紙購入等についてのお問い合わせは、建退共東京都支部までお願いいたします。

「建設業退職金共済制度加入届」の取り出し方（次の2つの方法があります。）

- 1 東京都財務局ホームページからダウンロードする。

東京都財務局ホームページ URL

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/>

ホームページ内の「申請様式」を開き、建築保全部技術管理課「請負者等提出書類」の「工事の請負に係る書類」から建設業退職金共済制度加入届を選択し、ダウンロードしてください。

- 2 「請負者等提出書類処理基準・同処理要領」に記載されている様式をコピーする。

7 東京都発注の工事を受注した場合の手続

東京都発注の工事を請け負った場合には、次の手続を行ってください。

- (1) 6の算出方法により共済証紙購入額を算出してください。
 - ① 工事の一部を下請に付す場合においても、元請負人に対しては原則として下請負人の要する共済証紙分を含めて一括購入し、所要数を下請負人に交付してください。
 - ② ①によりがたい場合は、下請契約に共済証紙購入代金を算入するとともに下請負人に対して6の方法により計算した額の共済証紙を購入するよう指導してください。
 - (2) 共済手帳への共済証紙の貼り付け、押印
購入した共済証紙は加入労働者の共済手帳に1就労日につき1枚貼り付け、消し込み用の印を押してください。
下請負人に対しても同様の指示をしてください。
 - (3) 「掛金収納書」の提出
 - ① 共済証紙購入時に金融機関の窓口で、「掛金収納書」を受け取ってください。
 - ② 東京都の「建設業退職金共済制度加入届」に必要事項を記入し、「掛金収納書」を貼付して、発注者に提出してください。
- ※ (1)の②の場合にあっては、下請負人が購入した共済証紙の「掛金収納書」もあわせて貼付してください。

様式3111 (取扱店→契約者)		掛金収納書 (契約者が発注者へ)		金融機関コード	
この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者（官公庁等）に提出するものです。 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。		共 済 契 約 者 番 号			
		契 約 者 氏 名 (法人または事業主名)		殿	
		電 話 番 号			
証 紙 枚 数	1 日 券	枚	1枚当りの 販売価額	円	金 額
	10 日 券	枚	1枚当りの 販売価額	円	金 額
					合 計 金 額
独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部					
<input type="checkbox"/> 公共 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> その他		契 約 者 記 入 欄		発 注 者 名	
		元請契約の工事番号および工事名			
※公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。					

注) 購入すべき共済証紙の算出方法(1)又は(2)で算出した場合で、建退共加入率が著しく低い場合は、「中小企業退職共済制度加入証明書」などの証明書類を別途提出していただく場合もあります。

「建設業退職金共済制度」についてのお問い合わせは

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル20F

建退共東京都支部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目5番1号

TEL 03(3551)5242

TEL 03(3551)5276 (相談室)

TEL 03(6731)2866